

令和 6 年 6 月 27 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代 表 03-5253-8111

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する
意見募集の結果について
(うち令和 6 年 6 月 25 日(火)公布及び 6 月 27 日(木)公布の告示案部分)

国土交通省では、令和 6 年 4 月 18 日(木)から 5 月 17 日(金)までの期間において、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定に関する意見募集を行いました。このうち令和 6 年 6 月 25 日(火)公布及び令和 6 年 6 月 27 日(木)公布の告示案部分について寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※上記の告示案以外の告示案に関する意見募集の結果につきましては、今後、当該告示の公布に併せて公表する予定です。

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の制定・改正に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※9の個人・団体から合計11件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
Ⅳ－4．枠組壁工法に関する基準の見直し		
1	多雪区域では、床面積あたりの必要壁量の算定にあたって、 Σw_i と A_i （層せん断力分布係数）に積雪荷重を加えることになるのか。	貴見のとおりです。
2	多雪区域外における、床面積あたりの必要壁量の算定にあたって、積雪荷重を加えないのはなぜか。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第82条第2号に規定する許容応力度計算における地震時の荷重の考え方に準じて算定することとしています。
Ⅰ－4．伝統的構法等に関する基準の見直し		
3	今般の令第46条第4項の改正に伴う見直し後の基準により、建築物が重くなる場合は浮き上がりには有利に働くことから、平成28年国土交通省告示第690号の第2第2号の表について、その場合を踏まえて合理化できないか。	令第46条第4項の改正は、実況に応じた必要壁量の算定方法の見直しや、存在壁量への準耐力壁等の考慮可能化等を行うものです。本改正に伴い、平成28年国土交通省告示第690号第2第2号に規定する必要壁量と存在壁量も見直されることになりますが、ご指摘の点につきましては、今後の施策の推進にあたって参考とさせていただきます。
4	平成28年国土交通省告示第690号第2第2号の表においては、「軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値」に応じて存在壁量に乗じる低減係数が規定されている。各階ではなく、壁ごとや通りごとで評価を行うべきで	今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

	はないか。	
Ⅲ－２．構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法の見直し		
5	「ボルト孔のずれを含めた層間変形角の計算」とはどのような計算か。	平成 19 年国土交通省告示第 594 号第 3 第 2 号の規定により計算した層間変位に、ボルト孔のずれによって生ずる層間変位を加えたものの、当該階の高さに対する割合を求める計算となります。 具体的な計算方法は、今後、解説等において示す予定です。
6	ボルト接合の適用範囲が従前の規模から縮小されるのか。	改正前において認められている建築物に加え、告示において定める一定規模等の要件を満たす建築物についてもボルト接合によることを可能とするよう対象範囲を拡大するものです。
7	ボルト接合を適用可能な軒高 9m 超の建築物で、同じ階に木造と鉄骨造を併用し、水平力を木造に負担させる場合、新設告示の「ボルト孔のボルト孔のずれを含めた層間変形角の計算方法により、令第 82 条の 2 に適合することが確かめられたもの」の適用については、ボルト孔のずれを考えなくとも、建築物全体の層間変形角を、当該層間変形角として検討してよいか。	貴見の通りです。